

令和元年度版

壱岐市の生活保護



実りの島
壱岐

(令和元年 6 月作成)

壱岐市役所
市民部保護課

目 次

1	被保護世帯数及び被保護者数の推移	1
2	世帯類型別被保護世帯の状況	2
3	生活保護申請等の状況	3
4	生活保護開始及び廃止理由の状況	4
	(1) 保護開始の理由	
	(2) 保護廃止の理由	
5	生活保護費の推移	6
6	医療扶助の状況	7

1 被保護世帯数及び被保護者数の推移

全国的に生活保護受給者は減少しており、平成 31 年 3 月末では被保護世帯数 1,636,334 世帯、被保護者数 2,090,578 人、保護率 1.66%となっている。

壱岐市においては、市制発足以降増加傾向で平成 19 年度に世帯数 451 世帯、被保護者数 693 人、保護率 2.28%となり、全国平均 (1.21%)、長崎県平均 (1.63%) を大きく上回っていた。平成 20 年度より減少傾向に転じ、平成 24 年度以降はほぼ横ばい状態で推移している。平成 30 年度末現在で、世帯数 388 世帯、被保護者数 530 人、保護率は 2.05%となり、下げ止まりの傾向を呈している。

今後は、高齢化の進展、若者の島外流出等のため、保護率は再び増加することが予想される。

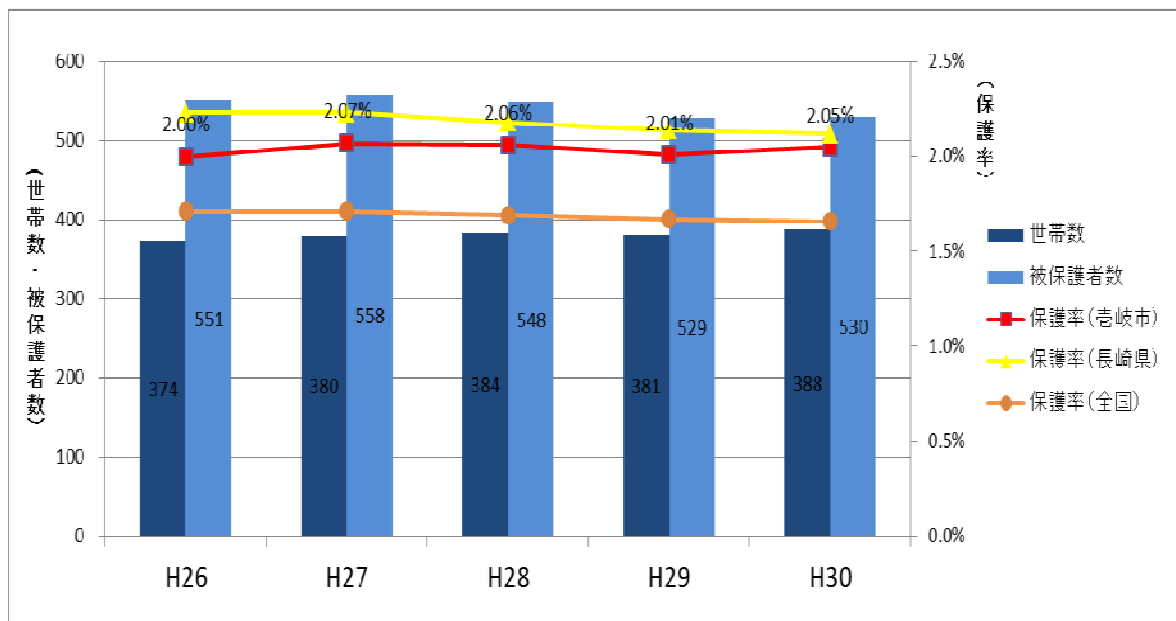
保護世帯数・保護率等の推移

(単位:世帯、人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
世帯数(世帯)	374	380	384	381	388
被保護者数(人)	551	558	548	529	530
保護率	2.00%	2.07%	2.06%	2.01%	2.05%
(参考)長崎県	2.23%	2.23%	2.18%	2.14%	2.12%
全 国	1.71%	1.71%	1.69%	1.67%	1.66%

(資料:長崎県生活保護速報)

※世帯数、被保護者数及び保護率は各年度月平均



2 世帯類型別被保護世帯の状況

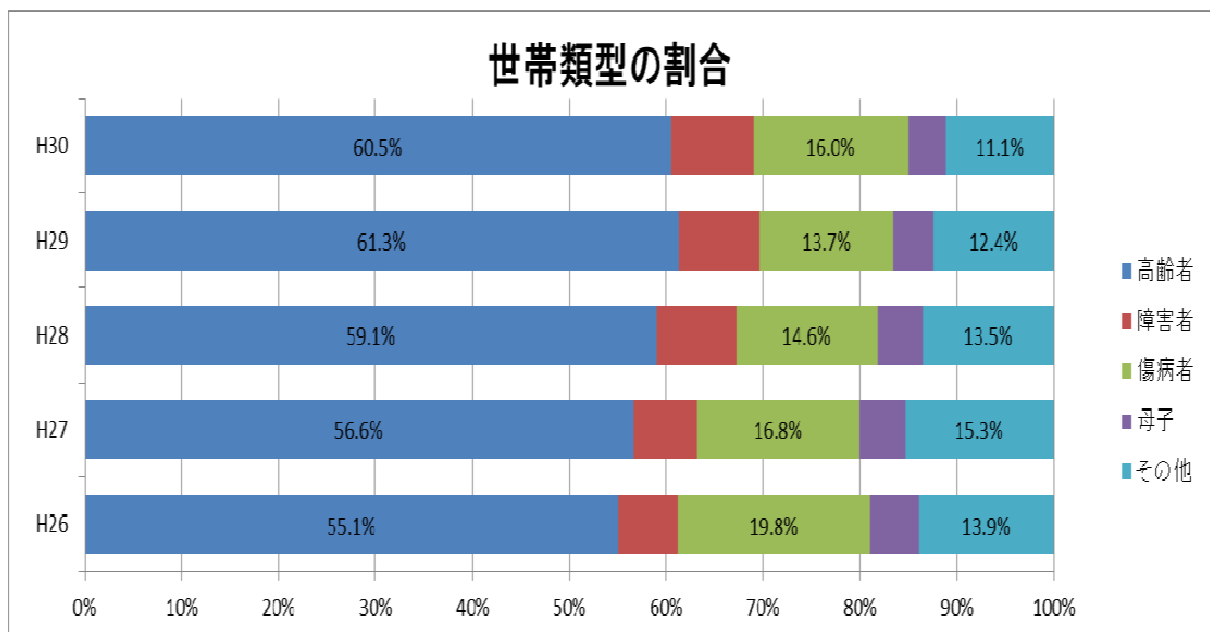
平成30年度における類型別構成比は、高齢者世帯が60.5%、障害者世帯が8.5%、傷病者世帯が16.0%、母子世帯が3.9%、その他世帯が11.1%で、高齢者世帯の割合が依然として高い割合を占めている。

世帯類型の推移(年度末)

(単位:世帯)

区分	H26	H27	H28	H29	H30
高齢者	55.1%	56.6%	59.1%	61.3%	60.5%
	206	215	227	233	234
障害者	6.1%	6.6%	8.1%	8.4%	8.5%
	23	25	31	32	33
傷病者	19.8%	16.8%	14.6%	13.7%	16.0%
	74	64	56	52	62
母子	5.1%	4.7%	4.7%	4.2%	3.9%
	19	18	18	16	15
その他	13.9%	15.3%	13.5%	12.4%	11.1%
	53	58	52	48	43
合 計	374	380	384	380	387

(資料:長崎県生活保護速報)



3 生活保護申請等の状況

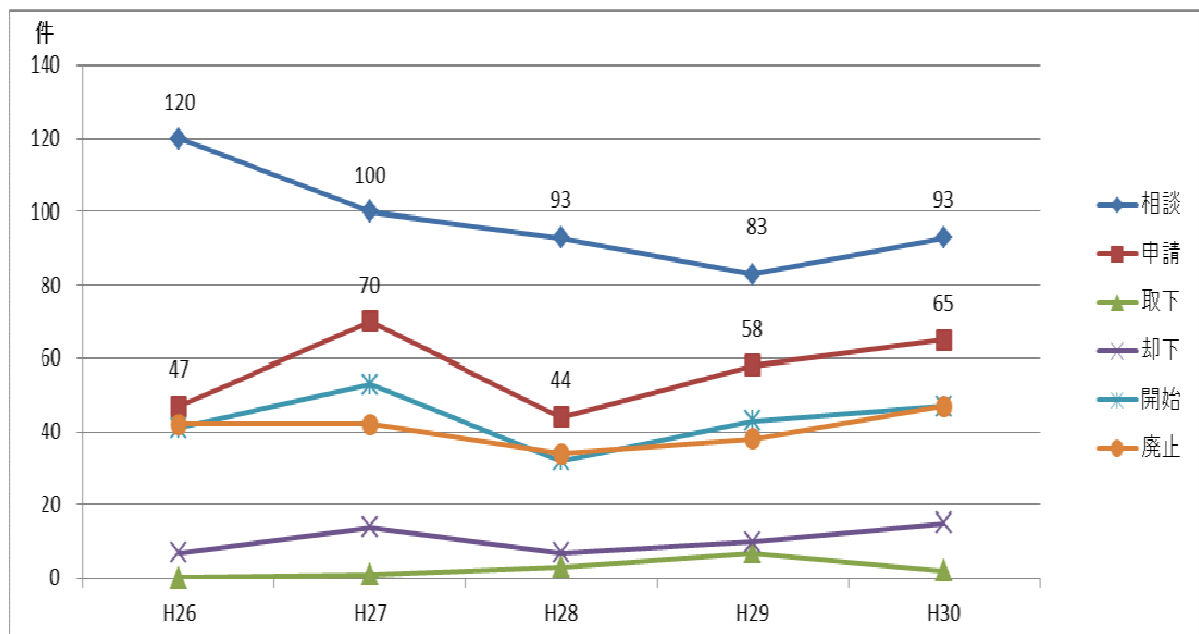
生活保護の相談・申請件数は、平成 24 年度以降ほぼ横ばいの状態であったが、平成 27 年度の申請件数は大幅に増加した。平成 30 年度の相談件数は 93 件、申請件数 65 件、保護開始 47 件となっている。保護の開始率については、相談の段階で生活保護制度の説明をより丁寧に行っていることで、相談件数のほぼ 70% 台で推移している。

相談・申請件数等

(単位: 件)

区分	H26	H27	H28	H29	H30
相 談	120	100	93	83	93
申 請	47	70	44	58	65
取 下	0	1	3	7	2
却 下	7	14	7	10	15
開 始	41	53	32	43	47
廃 止	42	42	34	38	47
開始率	87.2%	75.7%	72.7%	74.1%	72.3%

(資料: 長崎県生活保護速報、市生活保護相談記録簿)



4 生活保護開始及び廃止理由の状況

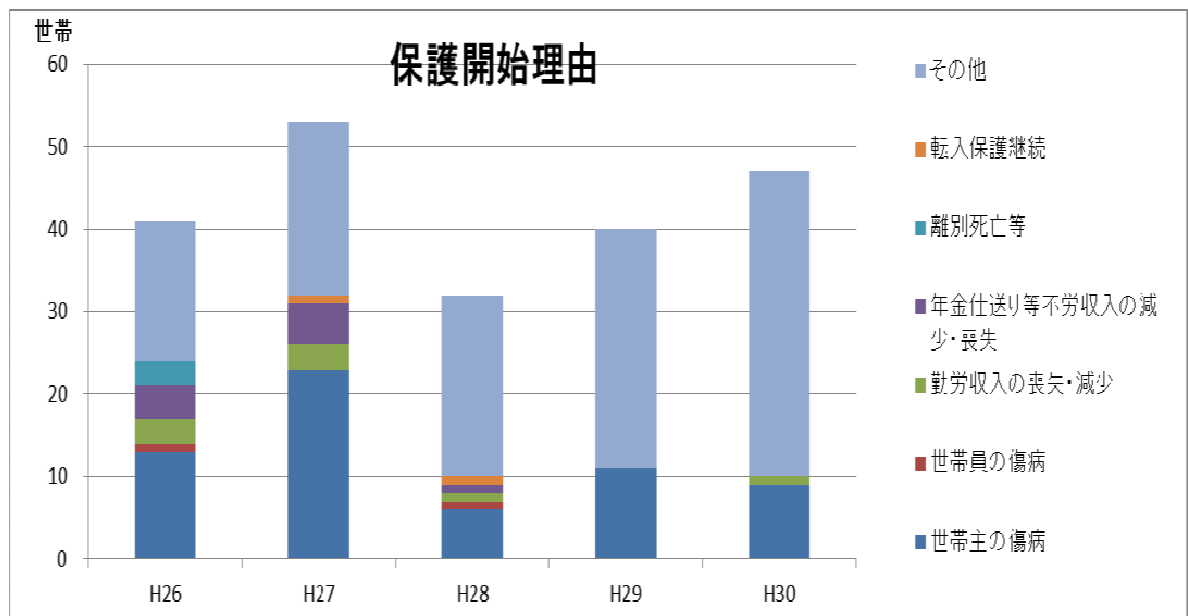
(1) 保護開始の理由

保護の開始理由としては、世帯主の傷病及びその他（預貯金の減少等）によるものが多く、この状況は、全国的な傾向と同様である。

日本経済は好転傾向であるとはいえ、離島である壱岐への波及効果をもたらすまでに至っておらず、勤労収入の減少や預貯金の減少による保護の開始は、不安定就労や低賃金等のなかで、今後も増加していくと考えられる。

保護開始の理由		(単位:世帯)			
区 分	H26	H27	H28	H29	H30
世帯主の傷病	13	23	6	11	9
世帯員の傷病	1	0	1	0	0
勤労収入の喪失・減少	3	3	1	0	1
年金仕送り等不労収入の減少・喪失	4	5	1	0	0
離別死亡等	3	0	0	0	0
転入保護継続	0	1	1	0	0
その他	17	21	22	29	37
合 計	41	53	32	40	47

(資料:長崎県生活保護速報)



(2) 保護廃止の理由

保護廃止の理由として最も多いのは、死亡によるものであるが、これは保護受給世帯のうち高齢世帯が 60%を超えているためである。

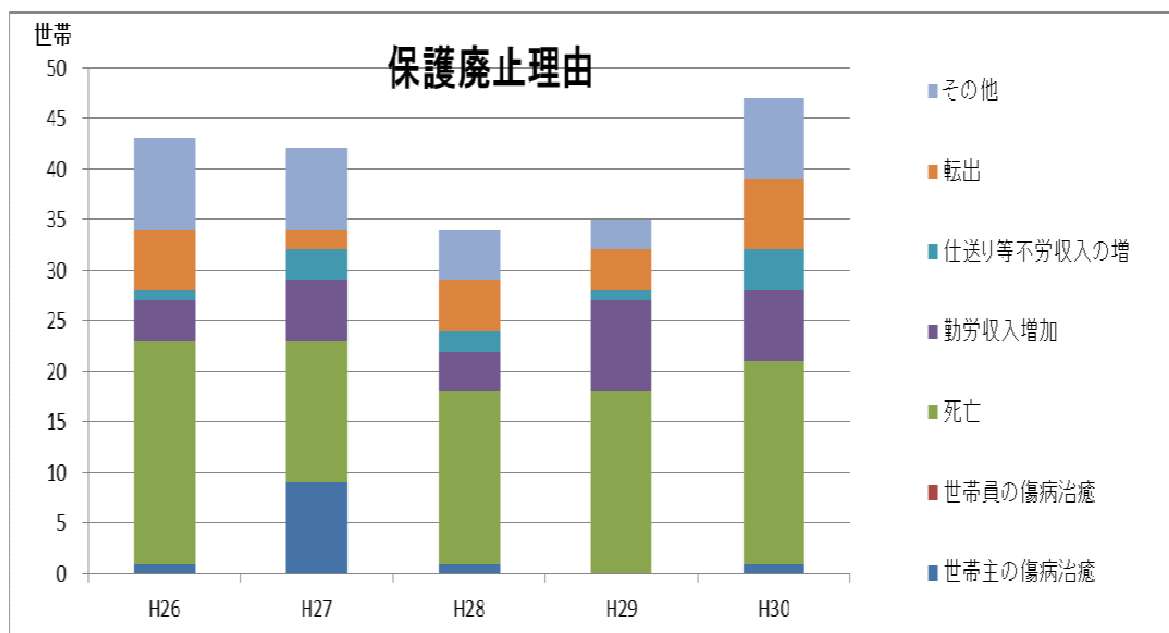
平成 24 年度においては、勤労収入の増加による廃止が増加したが、これは、平成 22 年度より就労支援事業を活用し被保護者の求職・就労支援に取り組んだ成果である。今後も引き続き被保護者の自立に向けた就労支援について積極的な取り組みが必要である。

保護廃止の理由

(単位:世帯)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
世帯主の傷病治癒	1	9	1	0	1
世帯員の傷病治癒	0	0	0	0	0
死亡	22	14	17	18	20
勤労収入増加	4	6	4	9	7
仕送り等不労収入の増	1	3	2	1	4
転出	6	2	5	4	7
その他	9	8	5	3	8
合 計	43	42	34	35	47

(資料:長崎県生活保護速報)

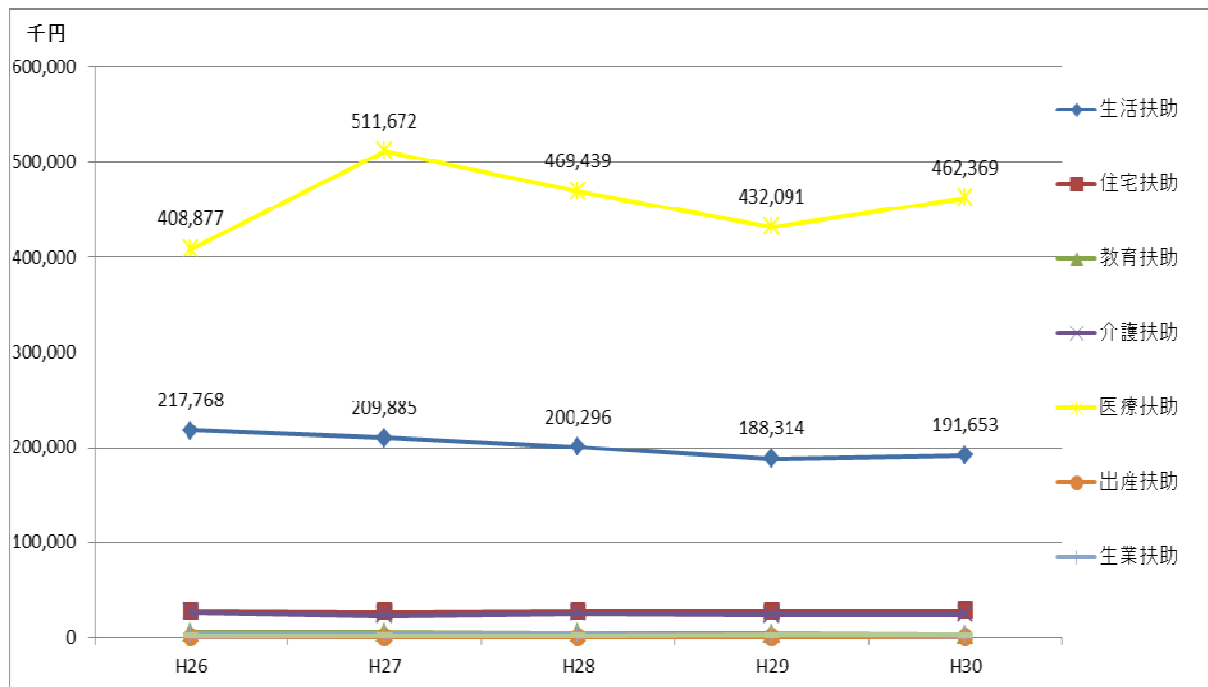


5 生活保護費の推移

平成30年度における各種扶助費の占める割合は、生活扶助26.7%、住宅扶助3.9%、教育扶助0.4%、介護扶助3.5%、医療扶助64.4%、出産扶助0.1%、生業扶助0.4%、葬祭扶助0.2%、保護施設事務費0.4%となっている。医療扶助費の増減に並行して保護費全体が推移している状況である。生活扶助費及び住宅扶助費については、保護世帯数の動向と概ね比例しているといえ、平成20年度から若干ではあるが減少傾向にある。医療扶助費が、高齢化の進展とともに6割を超えている。

保護費の推移		(単位:千円)				
区 分		H26	H27	H28	H29	H30
保 護 費	生 活 扶 助	217,768	209,885	200,296	188,314	191,653
	住 宅 扶 助	27,351	26,888	27,351	27,410	28,104
	教 育 扶 助	5,074	5,118	4,495	3,911	2,920
	介 護 扶 助	26,798	23,767	25,956	24,123	24,869
	医 療 扶 助	408,877	511,672	469,439	432,091	462,369
	出 産 扶 助	0	0	0	0	852
	生 業 扶 助	3,822	4,302	4,118	2,506	2,932
	葬 祭 扶 助	1,338	1,637	1,686	2,811	1,214
	小 計	691,028	783,269	733,341	681,166	714,912
保護施設事務費及び委託事務費		2,490	2,487	2,586	2,713	2,800
合 計		693,518	785,756	735,927	683,879	717,712

(出典: 国庫負担金実績報告)



6 医療扶助の状況

医療扶助人員の被保護者全体に占める割合(医療扶助率)は、平成30年度で82.0%で、平成20年度以降8割超で推移している。

生活保護費のうち医療保護費の占める割合が約6割であり、病状や受診内容等の調査を行った上での退院促進、通院指導及び保健指導による医療費の抑制が必要とされている。

医療扶助人員の推移(各年月平均)

(単位:人)

区分	H26	H27	H28	H29	H30
総 数	450	463	463	456	435
入 院	38	38	25	26	28
精神	12	12	9	10	9
その他	26	26	16	16	19
入 院 外	412	425	438	430	407
精神	4	7	6	10	20
その他	408	418	432	420	387
医療扶助率(%)	81.7	83.0	84.5	86.2	82.0
入院率(%)	8.4	8.2	5.4	5.7	6.4

(資料:長崎県生活保護速報)

